

請願第 4号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実
を求める請願

提出 平成27年8月28日

伊勢市議会議長 小山 敏 様

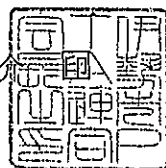
紹介議員

上村 和生
世古 明

提出者

伊勢市PTA連合
三重県伊勢市小俣町元町540番地

会長 本多 亮



三重県教職員組合伊勢支部
三重県伊勢市西豊浜町916-2

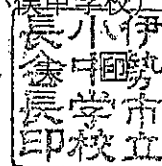
支部長 沼 田



三重県伊勢市小中学校校長会

三重県伊勢市小俣町相合750(小俣中学校)

会長 竹内 勇



請願の趣旨

子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが大切であり、保障される制度が義務教育費国庫負担制度です。その義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが制度の趣旨です。

1985年以降、義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれています。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下しています。各自治体の財政状況により地域間格差も広がっています。2014年度、三重県内小中学校においては総額で約7億円が教材費として措置されましたが、これは地方交付税上の予算措置額の58.5%にとどまっており（各市町調べ）、まだまだ低い状況です。県内各市町でも本来なら100%措置されるものですが、措置率の最高は、136%、最低で13%となり市町間格差も広がっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものです。